

一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

と は、休憩時間について、下記のとおり協定する。

記

- 1 営業の業務に従事する社員については、班別交替で、休憩時間を与えるものとする。
- 2 各班の休憩時間は、次に定めるとおりとする。
- 3 出張、外回りなどによる外勤のため、本人の班の時間帯に休憩時間を取得できない場合には、所属長が事前に指定して他の班の休憩時間の時間帯を適用する。
- 4 本協定は 平成 年 月 日から効力を発する。
平成 年 月 日

使用者職氏名

㊟

労働者代表

㊟